

社会福祉法人阪神福祉事業団役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人阪神福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき事業団の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬その他これに付随して支払う手当（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 次に掲げる役員等に当該各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 理事長 報酬、賞与、通勤手当
- (2) 非常勤の役員等 業務に応じた報酬

2 定年前の事業団職員が役員等を兼務し、職員給与が支給されている場合においては、当該職員に対しては役員等としての報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長に支給する報酬等は次のとおりとする。

- (1) 報酬月額 400,000円
- (2) 賞与 社会福祉法人阪神福祉事業団職員給与規則（平成20年2月12日制定。以下「給与規則」という。）の適用を受ける者の支給基準に準じて支給する。
- (3) 通勤手当 給与規則の適用を受ける者の支給基準に準じて支給する。

2 非常勤の役員等が、理事会、評議員会及び監事監査、その他事業団の会議に出席した場合は、出席1回につき10,000円を支給する。

(旅費の支給)

第4条 役員等が、事業団の職務のため旅行したときは、社会福祉法人阪神福祉事業団の旅費に関する規程に基づき、その旅行について旅費を支給する。

(報酬等の支給の対象外)

第5条 前2条において、地方公共団体の特別職に属する常勤職員及び一般職の職員が役員等を兼ねている場合においては、当該報酬等及び旅費の支給はしない。

(支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給方法は給与規則の適用を受ける者の例による。

2 非常勤の役員等に対する報酬は当該会議に出席した都度支給する。

(公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、役員等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。